


(平成22年5月)政治に関する学習会等の利用について(お知らせ)

 このページを印刷

 通常ページへ戻る

政治に関する学習会等の利用について、これまで試行的に実施してきましたが、平成22年6月2日の公民館使用承認申請受付分から、次のとおり完全実施することになりましたのでお知らせします。なお、ご不明の点は、公民館職員にお問い合わせください。

近年、政治への市民参加や市民に開かれた政治に対する要請が高まる一方で、各種の公職選挙における投票率の低下に象徴されるように市民の政治的無関心が進んでおり、市民の政治に対する意識の向上や政治への市民参加の促進が重要な課題となっています。

また、教育基本法第14条は「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」と規定しています。

こうしたことを踏まえ、政治への市民参加を促進する観点から、政策や政治に関する学習会などの利用について下表のとおり認めることになりました。

内容	利用の有無
政策や政治に関する勉強会・学習会(政党、政治団体、後援会が主催するもの・特定の政策等に賛成又は反対するもの・議員が講師等になるもの)	○
議員の市政報告会、時局講演会等	○
政党、政治団体、後援会の集会	○

* なお、議員の当選祝賀会や政治パーティー、政党・政治団体・後援会等の打合せの会議などは、市民の学習活動等の振興という公民館の設置目的に合致しないため、引き続き承認しないこととしています。

関連情報

▶ [【過去のお知らせ】物品販売・政治に関する学習会の利用の見直しについて\(平成18年12月\)](#)

このページに関するお問い合わせ先

市民局 生涯学習課

電話:082-504-2495 / FAX:082-504-2066

メールアドレス: gakushuu@city.hiroshima.lg.jp